

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に

基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成二十八年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例別表の規則で定める事務）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2―15（略）</p> <p>16 条例別表の広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）による修学奨学金及び入学準備金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>17 条例別表の高等学校等の教育活動における情報通信機器その他の機器の導入及び情報通信ネットワークの利用に係る給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものは、給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>（条例別表の規則で定める事務）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2―15（略）</p> <p>16 条例別表の広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）による修学奨学金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>一・二（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。